



九州ミニバイク祭り

< 大会特別規則書 >

“NANKAi” mini-MAX 4時間耐久レース
Z125PRO ワンメイクチャレンジレース
HRC GROM Cup

2018年度版
作成 2018年8月1日

- 目次 -

公示	4
第1章 総則	5
第1条 名称	5
第2条 主催者	5
第3条 開催場所	5
第4条 開催日	5
第2章 参加申込	5
第5条 クラス分けと参加定員	5
第6条 参加料	5
第7条 オートポリス見舞金制度	5
第8条 ライダーの登録	6
第9条 ピットクルーの登録	6
第10条 参加申込方法	6
第11条 参加拒否	6
第3章 選手受付公式車検	6
第12条 選手受付	6
第13条 自動計測機(トランスポンダー)	7
第14条 公式車検・ライダーの装備	7
第15条 レーシングスーツについて	8
第4章 ライダー、ピットクルー、車輛の登録と変更	8
第16条 ライダー、ピットクルーの追加・変更・減員	8
第17条 車両、エンジンの変更	8
第5章 参加者の遵守事項	9
第18条 クレデンシヤルとパドックの使用	9
第19条 ピットの使用	10
第20条 ライダー、ピットクルーの遵守事項	10
第21条 負傷時の医務室受診義務	10

第6章 予選	10
第 22 条 計時予選	10
第7章 スタート	11
第 23 条 スタート方法	11
第8章 走行中の遵守事項	12
第 24 条 ピットインおよびピットアウト	12
第 25 条 コース上での停止	13
第 26 条 走行中の遵守事項	13
第 27 条 コース外走行	13
第 28 条 妨害行為	14
第 29 条 ピットストップ	14
第 30 条 ライダー交替	14
第9章 レース中の車輛修理とピット作業	14
第 31 条 レース中の車両修理	14
第 32 条 レース中のピット作業	15
第 33 条 燃料既定	15
第 34 条 消火器	16
第 35 条 ピットサイン	16
第10章 競技の中断	16
第 36 条 レースの中断	16
第 37 条 レース再開	16
第11章 レース終了と順位の設定	17
第 38 条 レースの終了	17
第 39 条 順位決定	17
第 40 条 暫定表彰式	17
第 41 条 決勝後の再車輛検査	18
第 42 条 レース結果および記録の公表	18
第 43 条 抗議	18
第 44 条 競技規則の違反行為に対する罰則(ペナルティ)	18

第12章 レースの延期、中止ならびに成立	…19
第 45 条 レースの延期、中止ならびに成立	……………19
第13章 賞典	……………19
第 46 条 賞典	……………19
第14章 主催者の権限	……………19
第 47 条 主催者の権限	……………19
第 48 条 肖像権・映像権	……………20
第 49 条 撮影・録画	……………20
第15章 損害の補償大会役員の実任	……………20
第 50 条 損害の補償	……………20
第 51 条 大会役員の実任	……………20
第16章 本特別規則の適用と補足	……………20
第 52 条 本特別規則の解釈	……………20
第 53 条 公式通知の発行	……………21
第 54 条 大会事務局の連絡先	……………21
第 55 条 本特別規則の施行	……………21

公示

有限会社アールエーサーティースは、大分県日田市オートポリス インターナショナル レーシングコースにおいて「九州ミニバイク祭」を開催しその中で“NANKAI” mini-MAX、Z125PRO ワンメイクチャレンジレース、HRC グロムカップを併催する。本大会はオートポリス競技規則ならびに「九州ミニバイク祭」の大会特別規則書に従って開催される。

第1章 総則

第1条 名称

「九州ミニバイク祭 2018 in オートポリス」
“NANKAI” mini-MAX <大会冠協賛:南海部品株式会社>
Z125PRO ワンメイクチャレンジレース
HRC GROM Cup

第2条 主催者

有限会社アールエーサーティース
協力:株式会社オートポリス、カワサキショップライダース、HRC

第3条 開催場所

大分県日田市上津江町上野田 1112-8
オートポリス インターナショナル レーシングコース(4.674km)〈右回り〉

第4条 開催日

2018年10月27日(土) 特別スポーツ走行、受付、車検
2018年10月28日(日) 予選、決勝(4時間耐久レース)

第2章 参加申込

第5条 クラス分けと参加定員

- (1) NANKAi mini-MAX ST-1 クラス
- (2) NANKAi mini-MAX OPEN SP100 クラス
- (3) NANKAi mini-MAX OPEN SS クラス
- (4) NANKAi mini-MAX OPEN FL100 クラス
- (5) NANKAi mini-MAX OPEN FL125 クラス
- (6) HRC GROM Cup
- (7) Z125PRO ワンメイクチャレンジレース

第6条 参加料

- (1) 1チーム45,000円
- (2) ピットクルーは、2名まで参加料に含まれる。
- (3) オートポリス(SPA直入含)ライセンス会員は1名につき1,000円を減額する。

第7条 オートポリス見舞金制度

- (1) 本レースにはオートポリス見舞金制度が適用される。
- (2) 決勝日は、オートポリス見舞金制度加入料としてライダー1名につき1日500円徴収するが、これはエントリー代に含まれるものとする。但し土曜、特別スポーツ走行をする場合500円を支払わなければならない。

第8条 ライダーの登録

- (1) ライダーは下記の参加条件を満すこと。
 - ① 参加申込時に各クラス参加車両 1 台につき 2～5 名のライダーを登録すること。
 - ② 本戦レース前のライダーブリーフィングに必ず全員が出席する事。ライダーが一人でも欠席した場合は、そのチームは参加資格を失うものとする。尚、ライダーブリーフィング開始時間に遅れたライダーについても欠席と同じ扱いとする。
 - ③ 参加できるライダーの年齢は満 12 歳以上とする。但し、未成年者(20 歳未満)については親権者の同意書及び大会当日の同行を条件とする。親権者が同行できない場合は 20 歳以上の責任が取れる代理人をたてて委任状を提出することとする。
- (2) 同一ライダーを複数のチームに登録することはできない。

第9条 ピットクルーの登録

- (1) ピットクルーは 2 名までとし、2 名いる場合、1名はライダーとの兼任が許される。
- (2) 登録されたピットクルーはピットレーン(作業エリア)、プラットフォーム、グリッドに入場でき、登録されたライダー、車両に携わることが許可される。
- (3) 登録されたピットクルーにはオートポリス見舞金制度が適用されるが、登録のない場合や登録されていない他のチームで負傷した場合には補償の適用から外れる。
- (4) ピットクルーは他チームとの兼任は許されない。
- (5) 登録したピットクルーは当日の選手受付時に変更、及び規定人数以内での取り消しをすることはできるが、増員することはできない。この場合 2 名までの規定人数以下であっても追加で登録することはできない。1 ピットクルーのパスは人数分のみ発行される。ただしライダーと兼任の場合は発行されない。

第10条 参加申込方法

- (1) 参加申込受付期間 2018 年 8 月 3 日(金)開始 ～ 10 月 12 日(金)迄(郵送の場合は必着)
- (2) 参加申し込みはオートポリス ホームページから Web エントリーにて申し込むこと。
→(URL:<https://autopolis.jp/ap/entry/race-bike/kyusyu-minibike/>)
- (3) Web エントリーができない場合、現金書留(郵送)でも受理するが、事務手数料として参加料とは別に 5,000 円を支払わなければならない。
- (4) 正式な手続きが行なわれていない参加申し込み、または記入漏れ、参加資格が満たされていない等の不備があった場合には参加は受理されない。

第11条 参加拒否

主催者は、スポーツマンとしての態度を保つことができず、品格を疑われるような言動を行う者に対して、理由等を伝えることなくチーム、またはライダーの参加を拒否することができる。

第3章 選手受付・公式車検

第12条 選手受付

- (1) 参加申込み期間終了後、参加者には次のものが送付される。
 - ① クレデンシャルパスとして、参加ライダー人数分、ピットクルー登録人数分(最大 2 名)、ただしライダーと兼任の場合は発行されない。
 - ② 車両通行証 2 台分 (A パドック 1 枚、B パドック 1 枚) ※不足の場合は購入すること。(第 18 条に記載)

- ③ 参加受理書、車両仕様書、カメラ搭載申請書、誓約書、参加者が未成年の場合の同意書、委任状はWebに掲載する
 - ④ 公式通知(タイムスケジュール、ピット割等)や、インフォメーション等はWebに掲載する。
- (2) 選手受付時には以下の書類を提示あるいは提出すること。
- ① 参加受理書
 - ② 車両仕様書
 - ③ 誓約書、20歳未満の者が参加する場合は同意書、20歳未満の者の親権者が当日不在の場合委任状
 - ④ カメラ搭載申請書
 - ⑤ オートポリス(SPA直入含)ライセンス(所持者のみ)
 - ⑥ 保険証
- (3) (2)項①～⑤の書類は複写/コピーではなく、必ず有効な原本を提示しなければならない。
- (4) 理由の如何を問わず、選手受付に必要な書類のすべてを提示、あるいは提出できない場合は、レースの参加を認めない。

第13条 自動計測機(トランスポンダー)

- (1) 選手受付にて配布する自動計測器は車検時までに車輛に取り付けること。
- (2) 取り付けを拒否した場合、当該車輛およびライダーは出走を禁止する。万一破損・紛失した場合、その理由の如何を問わず1個につき65,000円が主催者より請求される。
- (3) 返却についてはレース終了後1時間以内に行うこと。
- (4) 発信器はフロントフォークのトップブリッジとアンダーブラケットの間に取り付けることを推奨する。

第14条 公式車検・ライダーの装備

- (1) 公式車検は公式通知に示されたタイムテーブルに従ってパドック内の車検場で行なわれる。
- (2) 公式車検受付においてライダーは装備品一式および車輛仕様書を提出すること。
- (3) タイムテーブルに示された時間内にライダー本人と共に必ず車輛、および以下に記したライダーのすべての装備品を持参し、公式車検を受けなければならない。ヘルメット、ヘルメットリムーバー、レーシングスーツ、グローブ、ブーツ、消火器、燃料補給の装置、または携行缶。
- (4) ヘルメットはフルフェイスタイプのMFJ公認ロードレース用でなければならない。また、例え公認品であってもMFJ公認ラベル/ステッカーが貼付されていない場合には使用は認められない。
- (5) 公式車検を受ける際はアンダーカウルを外した形で車検場に持ち込まなければならない。その際、外したアンダーカウルも持参すること。
- (6) 公式車検において規則または安全上出場が不適当と判断された車輛は一切の走行が認められない。
- (7) 車検長は必要と判断した場合、競技監督の承認を得て、公式車検検査の時間外であっても随時、参加者に車輛検査を行う権限をもつ。この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。(マーキングチェック・音量測定等含む)
- (8) 使用する車輛は1エントリーにつき1台とする。但し、第17条に記載した場合に限り、同クラス内でスペアマシンの使用が許されるため、スペアマシンがある場合は、メインマシンと併せて車検を受けておくこと。
- (9) 消防法に合致した金属携行缶を持参する事。

第15条 レーシングスーツについて

- (1) MFJ 公認と同等の皮革製レーシングスーツ着用を義務付ける。
- (2) MFJ 公認と同等の皮革製レーシングスーツについては、MFJ あるいは所有のレーシングスーツメーカーにおいて確認すること。
- (3) レーシングスーツの損傷・劣化の著しいものは車検担当係員の判断によって不合格とする場合がある。
- (4) レーシングスーツには裏面の確認しやすい場所に必ずフルネームをカタカナで記入し、血液型も必ず記入すること。

第4章 ライダー・ピットクルー・車輛の登録と変更

第16条 ライダー、ピットクルー、車両等の追加、変更、減員について

- (1) 一旦、参加の申し込みをしてからの取り消しや、変更をする場合については下表の通りとする。

	7月20日～10月12日 参加申込受付期間	10月13日～19日 変更受付期間	10月20日以降 変更受付終了後
ライダーの追加	規定人数内で追加可能 (無料)	規定人数内で追加可能 (1件:¥5,000-)	不可
ライダーの変更	変更可能(無料)	変更可能(1件:¥5,000-)	不可
ライダーの減員	規定人数内で減員可能 (無料)	規定人数内で減員可能 (無料)	規定人数内で減員可能 (無料)
ピットクルーの追加 (最大2名)	規定人数内で追加可能 (無料)	規定人数内で追加可能 (1件:¥5,000-)	不可
ピットクルーの変更	変更可能(無料)	変更可能(1件:¥5,000-)	不可
ピットクルーの減員	規定人数内で減員可能 (無料)	規定人数内で減員可能 (無料)	規定人数内で減員可能 (無料)
プログラム記載の ライダー名	変更可能	変更不可	変更不可
プログラム記載の チーム名	変更可能	変更不可	変更不可
申込後のチームの 参加辞退	返金可(手数料¥2,000-)	返金可(手数料¥5,000-)	リタイヤ扱い (返金無し)
申込内容(人・車両) 全ての変更(※1)	返金可(手数料¥2,000-) 新規で再申込み	返金可(手数料¥5,000-) 再申込不可	リタイヤ扱い (返金無し)

- (2) 申込書面と、当日の実状に差異が発覚した場合、即時失格とする。また、事故等による死亡、重度障害、怪我等があった場合の見舞金(保険金)も、支払われない場合がある。

※1 参加ライダー・車輛の全てが変わる場合は、変更ではなく新規の申し込みとなるため、一旦参加申込の取下げをした後、別チームとして再び参加申込をすること。

第17条 車輛変更、エンジンの変更

登録した車輛変更・マーキング部品の変更は、やむを得ない場合のみ認められる。但し、クラスの変更になるような車輛変更は認められない。

- (1) 公式車検終了までに登録済の車輛を変更する必要がある場合は、車輛変更申請書に申請料5,000円をそえて車輛の変更申請を行い、大会事務局がこれを認めた場合に限り、車輛の変更が認められる。但し、同クラス内に限定される。また、変更するスペアマシンの車検は受けていなければならない。
- (2) 決勝レース中の車両変更は、転倒や重大なマシントラブルによりメインマシンの走行が不能になった場合のみスペアマシンの使用が認められる。この場合、必ず大会事務局、近くのオフィシャルに「車両の変更」を伝えること。クラス変更は認められないため、それぞれのクラスの車輛規定に合致していなければならない。また、スペアマシンは、車検を通過させていなければならない。(申請料は不要)
- (3) 決勝レース中の転倒や重大なマシントラブル等により、やむを得ずスペアエンジンを使用する場合は、メインマシンのエンジンを装換し、車検場にて車検を受け合格した後、レースに復帰できる。(申請料は不要)
- (4) 上記(1)～(3)の各項に当てはまらない場合は、賞典外としてレースに参加しても良いが、正式結果では順位の表記はなくなり、単なる完走扱いとなる。また、レース中にはトランスポンダーの装着義務、及びその他の規則は、通常参加した場合となんら変わることなく遵守しなければならない。
- (5) それぞれのクラスで出場受理されていても車検時に規定の改造範囲を超える改造、あるいは不適合が確認された場合は賞典外とする。ただし、車検時間内に改善し、再車検に合格すれば、この限りではない。
- (6) 車両、クラスの変更をする場合については下表の通りとする。

	～10月12日 参加申込受付期間	10月13日～19日 変更受付期間	10月20日～26日 変更受付終了後	10月27日～28日 決勝レース前	10月28日 決勝レース中
車両の変更	変更可能 (無料)	変更可能 (¥5,000-)	変更可能 (¥5,000-)	同クラス内のみ 変更可能 (¥5,000-)	条件付で 変更可能
参加クラス変更	変更可能 (無料)	変更可能 (¥5,000-)	変更可能 (¥5,000-)	不可 (賞典外扱い)	不可 (賞典外扱い)
プログラム記載 の車両名等	変更可能 (無料)	変更不可	変更不可	不可	不可

第5章 参加者の遵守事項

第18条 クレデンシャルとパドックの使用

- (1) 参加者(ライダー、ピットクルー)は事務局指定のクレデンシャルパスを提示しないとオートポリス場内、Aパドック、ピット、ピットレーン(作業エリア)、プラットホーム(サインボードエリア)、グリッドに入場ができない。
- (2) 来場車両は大会事務局が交付する車輛通行証を掲示していなければ場内入場、A、Bパドックへの駐車ができない。参加受付締め切り後に代表者宛に規定枚数を発送する。
- (3) Aパドック内では20km/h、及び場内全域では30km/hの速度を遵守すること。内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識により示される。参加者はこの指示に従わなければならない。【場内全域: 30km/h、Aパドック内: 20km/h】
- (4) 大会期間中Aパドックは完全指定駐車エリアとする。その割当ては公式通知により明示される。
- (5) レース事務局の許可なく、ピットの占有・パドックの場所取り(ガムテープ、タイヤ、ロープ等)を禁止する。場所取りの撤去に応じない場合、ペナルティを科す場合がある。
- (6) 車輛の駐車にあたっては、緊急車輛の通行の妨げにならないよう、最大限注意すること。また、指定されたエリア以外に駐車してはならない。上記に反した場合、車輛の撤去を行う場合がある。
- (7) 交付された参加者のクレデンシャルは、競技会期間中、確認しやすい位置に装着すること。また、車両パスについてはダッシュボード、またはルームミラーの位置に装着すること。

- (8) 交付されるクレデンシャルや車輛通行証は他に貸与、転用してはならない。先着入場者からの受け渡し等の、不正使用は厳禁とする。(損害賠償請求する場合がある。)
- (9) 車両パス不足の場合は1枚1,000円で販売する。但し、Bパドックとする。(満車の場合は一般駐車場とする。)
- (10) クレデンシャル、車輛通行証について紛失または破損した場合は、事務局にて再交付の申請をすること。
【クレデンシャル:1,000円/枚、車両パス:1,000円/1枚のみ】
- (11) クレデンシャルの偽造を発見した場合は、失格を含むペナルティ(罰則)が科せられる。
- (12) チーム等の関係者(参加者を除く)は、一般入場券(1,000円)を購入し入場すること。

第19条 ピットの使用

- (1) 使用ピットは、大会事務局によって割当てられる。
- (2) 1ピットを複数のチームで使用することになるため、譲り合って使用すること。
- (3) 割り当てられたピットを参加者相互で交換、変更するときは、互いに了承しあった上で大会事務局に申し出て、事務局長の許可を得ること。
- (4) 公式予選・決勝レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- (5) ピット内でタバコ等火気を取り扱わないこと。また使用後は清掃を行うこと。
- (6) ピットのシャッターの鍵は貸し出ししない。

第20条 参加者の遵守事項(参加者とはライダー、ピットクルーのことを言う)

- (1) すべての参加者は、明朗かつ公正に行動し言動を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保つこと。
- (2) すべての参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従うこと。
- (3) すべての参加者は、ピットレーン(作業エリア)、プラットホーム(サインボードエリア)、グリッドに立ち入る場合、ゾウリ、スリッパ、サンダル等は禁止する。また、競技役員が上記履き物以外に危険と判断した場合は指導する。
- (4) すべての参加者は、精神的作用を及ぼす薬品などの使用や、飲酒は厳禁とする。また、許された場所以外で喫煙してはならない。
- (5) 参加者は、主催者や競技役員・大会後援者、大会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- (6) 競技参加者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任をもつこと。

第21条 負傷時の医務室受診義務

- (1) 負傷した際は、必ずサーキット内医務室にて診断を受けること。受診していない場合は、オートポリス見舞金制度(保険金)が適用されない。
- (2) 以下の病院をオートポリスインターナショナルレーシングコースの指定病院とする。
 - ① 病院名: 川口病院 菊池市隈府 823-1 電話番号:0968-25-3141
 - ② 病院名: 熊本セントラル病院 菊池郡大津町室 955 電話番号:096-293-0555
 - ③ 病院名: 熊本赤十字病院 熊本市長嶺南 2丁目1番1号 電話番号:096-384-2111
 - ④ 病院名: 熊本整形外科病院 熊本市中央区九品寺1丁目15-7 電話番号:096-366-3666

第6章 予選

第22条 計時予選

- (1) 計時予選
 - ① 計時予選の日程およびタイムテーブルは公式通知にて通達される。

- ② エントリーリストに記載されているライダーの内、各ライダーの予選義務周回数は定めないが、最低1名の走行により、最低1週のラップタイムが計測されなければならない。
 - ③ 計時予選においては、オフィシャルによる車輛、ライダー装備の安全上のチェックがなされた後、与えられた、時間を任意に走行できる。与えられた時間内であれば中断または再度スタートすることができる。
 - ④ 計時予選において予選通過基準ラップタイムは設定しない。但し、最高ラップタイムが著しく劣る者は、例え定員以内であっても出場資格が与えられない場合がある。
 - ⑤ ライダーは計時予選内に何度交代しても良い。
 - ⑥ トランスポンダーホルダーを持っていない場合は1,080円で購入すること。レンタルは行っていない。
- (2) スタートグリッド決定方法
- ① 全クラスの計時予選を行い、ライダーのベストラップタイムを計測したチームより、予選順位を決定しスタートグリッドとする。同タイムの場合はセカンドラップタイムによる。
 - ② 予選に参加出来なかったチームは最後尾よりくじ引き順とする。

第7章 スタート

第23条 スタート方法

- (1) スタート方式は、ルマン式スタートとする。天候、その他の状況によりスタート方法をスタグガード方式や、ローリング方式に変更する場合がある。スタート方法の詳細は、ライダーズ・ブリーフィングにて通達される。
- (2) タイムスケジュールに従いピットエンドに整列した後、サイティングラップを実施する。1周回った後、グリッドに付くが、コースに出ることができなかった車両はピットスタートとする。
- (3) 控えのライダー1名(スタートヘルパー)は、レーシングスーツ及びライディングブーツ、グローブを着用し、車輛の後尾を支え待機する。
- (4) スタート合図はシグナルを使用し日章旗は補助信号として使用する。また、シグナル及び日章旗はスタートタワー付近にて掲示する。
- (5) スタート合図があったときスタートライダーはコースを横断して自分の車輛に駆け寄りスタートする。

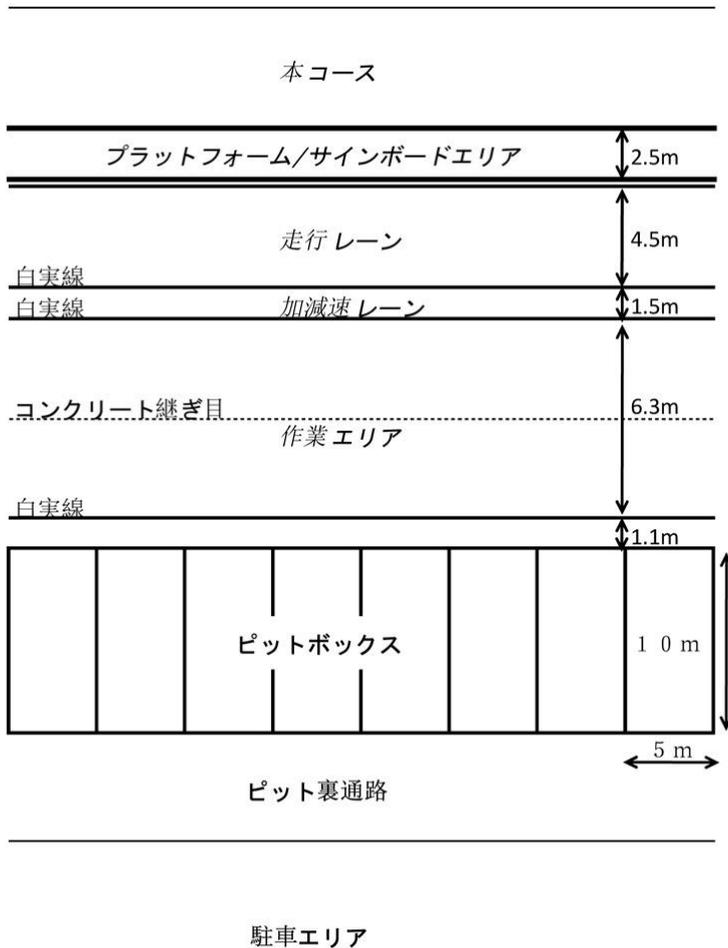
進行/表示	スタートシグナル	補助信号(日章旗)
1分前(エンジンスタート)	全消灯	スターター不在
スタート30秒前	レッドライト点灯	スターター配置
スタート10秒前	レッドライト点灯	日章旗を頭上にて掲げる
スタート	レッドライト消灯	日章旗を振り下ろす

- (6) シグナルと日章旗動作時間差が生じた場合は、シグナルを優先する。
- (7) 1分前にエンジンを始動し、スタートライダーはスタート位置(ホワイトライン上)に移動し、控えのライダーはエンジンを始動したままの状態を保ちつつ車輛の後尾を支える。
- (8) スタート1分前以降エンジンストールした場合、スタートヘルパーのみがセルまたはキックにて再始動させることはできるが、押しがけ等、セル、キック以外の方法は許されない。スタートまでスタートライダーはスタート位置から動くことは許されない。これに違反した場合は競技結果より1周減算のペナルティ等を科す。
- (9) 全車スタート後、フラッグマーシャルがスタートタワー付近にて、グリーンフラッグを振った後、ライダー、スタートヘルパー共に、押しがけ等のエンジンスタートさせることができる。
- (10) エンジンを掛けようとする際、当該車両のライダー、スタートヘルパー以外の者の援助を受けてはならない。
- (11) 速やかにエンジンが始動しない場合はピットロードまでライダーが競技車輛を移動させ、ピットクルーの作業を受けて再始動することができる。先頭の車両が戻ってくるまでコース上に滞在することは許されない。

第8章 走行中の遵守事項

第24条 ピットインおよびピットアウト

- (1) ピット前に区画されたプラットフォーム(サインボードエリア)と白実線の間は、ピットイン、及びピットアウト専用の走路(減速区域)、白実線と白実線の間は補助区域、白実線とピットの間はピット作業のための停車区域としてそれぞれ区別される。



- (2) ピットアウトして、コースに復帰する車両は、ピットロードを出て第1コーナー左側の縁石が切れるまでコースの左側(アウト側)を走行すること。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- (3) ピットインする車両のライダーは車両をコース左側に寄せ、手または足でピットインの合図を行ったのち、安全を確認してピットロードに進入すること。このピットイン及び走行レーンは徐行しなければならない、また決して作業エリアを走行してはならない。最終コーナー手前(22番ポスト先)から左側ラインを徐行しピットインすること。
- (4) ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置で走行レーンから作業エリアに入り、自己のピットに近づけて車両を停車させる。
- (5) ピットインして作業エリアに入った車両、および当該車両のライダーやピットクルーは、ピットインして来る他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通行を妨害してはならない。
- (6) いかなる場合であってもピットロードを逆走することは禁止する。自己のピット前を通り越した場合は、エンジンを停止させたのち、車検委員またはピット審判員の承認を得て当該車のライダーおよびピットクルーによって後向きに押し戻し、自己のピットにつけることができる。

- (7) ピットアウトしようとする車輛は、走行レーンにおいてはピットインしてくる車輛に優先権があることを認識していなければならない。
- (8) ピットからの再スタートはキックスタート、セルスタート、プッシュスタートのいずれでも自由とする。プッシュスタートの援助は2名までとする。外部のバッテリーを使用することは禁止する。
- (9) 大会期間中、いかなる時でもピットレーンのスピード制限は 60km/h に制限される。制限を越えた場合は、ペナルティが科せられる場合がある。(決勝の場合は競技結果より1周減算とする。)

第25条 コース上での停止

- (1) コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車輛をコースの脇によせ、他ライダーの走行の妨げにならないように十分注意すること。
- (2) コース内で、車輛をコースの進行方向と逆に押ししたり、引いたりして車を移動してはならない。ただし大会役員が指示した場合はこの限りではない。
- (3) 事故または車輛故障などの理由によってリタイヤする場合は、もっとも近いオフィシャルに報告すること。
- (4) ライダーはそのレースに支障のない地点まで車輛を移動させることをオフィシャルから指示された場合はこれに従うこと。

第26条 走行中の遵守事項

- (1) 走行中、ライダーは必ずライダー腕章を左腕上部に着用すること。

○第1ライダー.....赤色	○第2ライダー.....黄色
○第3ライダー.....緑色	○第4ライダー.....白色
○第5ライダー.....腕章無し	
- (2) 走行中、他の人の援助を一切受けてはならない。他の人による援助とは、決められた位置についている担当のピットクルーおよび役務執行中の競技役員以外の者が車に触れることをいう。
- (3) 走行中、車輛にいかなる者も同乗させてはならない。

第27条 コース外走行

- (1) 事故または車輛故障等でコース途中よりランオフエリアをピットまで車輛を押し戻す場合、オフィシャルの指示に従わなければならない。
- (2) サービスロードへの退出
 - ① 転倒等によりマシンが破損しオフィシャルによりコース周回が危険と判断された場合、当該車両はオフィシャルの指示により、サービスロードへ誘導される。
 - ② ピットイン走路以外からのピットインを希望するライダーは、必ずオフィシャルに確認を行ってからピットインすること。オフィシャルの指示を得ずにピットイン走路以外の場所からピットインした場合は追加してペナルティ(罰則)を科す場合がある。
 - ③ ピットイン走路以外の場所からピットインを行う場合は、コースおよびピットイン走路合流の際、一旦停止し、安全確認を行うこと。その場合、コースおよびピットイン走路を走るライダーが優先される。
 - ④ ピットレーン出口からピットレーンを逆行してピットインする際、オフィシャルの指示に従い、バックでマシンを押し戻すこと。自走は一切禁止する。
 - ⑤ 転倒等によりマシンが破損しピットインした車輛は再コースイン前にオフィシャルがマシンチェックを行う場合がある。マシンチェックにより再コースインが不相当と判断された場合、再コースインは禁止する。(再修理)
 - ⑥ 何らかの事情によりサービスロードへ出された車輛について、状況により救済措置としてバイクトレーラーで

回収し、車検場へ搬送される場合がある。なお、回収時間等の抗議は一切受け付けない。

第 28 条 妨害行為

- (1) 競技中ライダーは故意に他の車輛の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる様な危険な行為が発覚した場合、失格とする。
- (2) グランドスタンド前の直線部分、及び 10%下り勾配の直線部分では、追い越す目的の針路変更を除いて走行ラインを著しく変更してはならない。

第 29 条 ピットストップ

- (1) 決勝時のピットストップ回数は 4 回以上とする。これに違反した場合は 5 周減算のペナルティを科す。
- (2) 燃料補給の回数は定めない。
- (3) 決勝時ピットインした車輛はピット作業エリアに停止しなければならない。且つ、ピットレーンのコントロールタワー前付近のコントロールライン通過から、ピットアウトの計測ライン通過までで 3 分間以上留まること。これに違反した場合は 2 周減算のペナルティを科す。また、4 回以上のピットストップについても同様とする。
- (4) ピットストップを行った時は必ずエンジンを停止させなければならない。

第 30 条 ライダー交替

- (1) ライダーの連続走行時間は最大 60 分とし、ライダー交替後 30 分以上の休息時間を必ず取らなければならない。
- (2) ライダーの連続走行時間の超過、及び休息時間の不足が判明した場合はペナルティが科せられる。その場合 1 回につき 2 周減算とする。
- (3) レース終了直前でペナルティの休息をレース終了までに消化出来ない場合はさらに失格を含む何等かのペナルティが科せられる。
- (4) 登録されたライダーは、決勝レースに必ず 1 回以上出走しなければならない。

第9章 レース中の車輛修理とピット作業

第 31 条 レース中の車輛修理

- (1) 決勝レース中の車輛の修理、調整、部品交換などは、各自のピットに用意した工具、部品、または車両に積載している工具によって行うこと。
- (2) フレーム本体、クランクケース本体、ギヤボックスのキャスト部分以外の故障部品は交換することができる。ただし、第 17 条に記載した条件に限り、スペアエンジン及びスペアカーの使用を認める。
- (3) 決勝レース中、転倒等により燃料タンクが破損した場合はスペアタンクへの交換が許可される。
- (4) ピットに準備してある部品、工具などによる修理、調整、部品交換は、ピットインしている車輛に対してのみ行うことができる。
- (5) ピット以外の地点で停車した車輛の修理は、他の車輛の走行支障にならない安全な場所で行うこと。この際、当該競技車輛のライダー本人以外がそれらの作業を行うことは厳重に禁止する。また、当該車輛に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、部品交換を行うことは禁止する。
- (6) 競技中の車輛は、いかなる場合も他人から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、保安の目的で、オフィシャルが車輛を移動させたり、処置する場合や、自己のピットを通り越した停車区域内の車輛を当該車輛のライダー、ピットクルーが押し戻す場合はこの限りではない。

第 32 条 レース中のピット作業

- (1) いかなる時でもピットボックス内での火気の使用は禁止する。火花を伴う作業も禁止する。
- (2) ピットイン時に車輛の冷却を目的とした全ての作業・行為は禁止する。
- (3) 適正なクレデンシャルを持つチームスタッフのみ、自らのピットボックス前の作業エリアにてピット作業を行うことができるが、ピット作業が終わり次第、速やかにピットレーンから離れなくてはならない。作業を行っている間以外、チームスタッフはピットレーンにとどまることは禁止する。
- (4) ピットストップを行う場合は、最初にエンジンを停止し、スタンドなどで車輛を保持すること。ただし、テストと調整のために短時間のみエンジンを始動することは許可される。
- (5) 決勝レース中の修理および燃料補給の作業要員は、その車輛に登録されたライダーおよびピットクルーに限定される。
- (6) ライダーはレース中にマシン調整や給油のためにピットに戻ることができる。マシンをピットボックス内に入れての作業は原則として禁止され、通常の作業はピットボックス前にある作業エリアで行わなければならない。大がかりな作業は、事前にオフィシャル許可を得た場合のみピットボックス内で行ってもよい。但し、レース中断時はピットボックス内で作業することはできない。
- (7) 競技中の車輛がピットインしたとき、当該車輛のピットクルーは自己のピット前の作業エリアに出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて、作業エリアに出ることや、部品や工具を作業エリアに置くことは禁止する。ピット作業中はオフィシャルが競技車輛周辺を監視できるだけのスペース確保すること。
- (8) 作業に備え、ピット作業を行っている間に、燃料補給担当ピットクルーは、車に触れないことを条件に車輛に接近してスタンバイすることができる。このピットクルーは、オフィシャルの指示する距離を車輛との間に確保しなければならない。
- (9) 燃料補給時には、補給用具を接続しているピットクルーと、消火器待機のピットクルーの最低 2 名を必須とする。保護具ならびに適切な防火服の着用を強く推奨する。

「眼の保護具」……一般にいわゆるゴーグルタイプのもの。バイザーをとじたフルフェイス型ヘルメット、モトクロス用ヘルメットや、スキー用のゴーグルの使用は可。眼鏡タイプ(サングラス等)の使用は禁止する。

「適切な防火服」…ノーメックス製あるいはそれと同等以上の防炎加工を施してある長袖・長ズボンの服装(4 輪用レーシングスーツや耐火型作業ツナギ等)を強く推奨。ノーメックス製の防火服が準備出来ない場合は、長袖・長ズボンの作業服に防火スプレー類を噴き、使用すること。
- (10) レース中の車輛への燃料補給は一般市販の金属製携行缶か落差式タンクからの補給方法で行うこと。やぐらを使用する固定式給油装置は禁止され、携帯式給油装置を使用すること。
- (11) 給油装置については車検の合格を受けた給油装置を使用すること。
- (12) 燃料補給中に漏れた燃料、作業に当たり洩れたオイル等は、ウエス等を使用して必ずふき取ること。
- (13) 燃料補給は、車輛が安全にスタンドで支持された状況の下で行うこと。(スタンドの構造・支持方法は問わない。)燃料補給中は、それ以外の作業は一切禁止する(スクリーン清掃・ホイールのマーク合わせ等も含む)。燃料補給中ライダーはマシンに乗車してはならない。
- (14) ピット内および作業エリアは清潔を保ち、器材を整頓し火災防止につとめること。
- (15) 本事項の違反については競技結果より 1 周減算のペナルティ等とする。

第 33 条 燃料規定

- (1) オートポリスサーキット内のガソリンスタンドで入手できる燃料を使用すること。
- (2) 保管に関しては消防法に合致した金属製携行缶を用いること。但し、保管の上限は 40ℓとする。

第34条 消火器

- (1) 消火器は各チームの責任において 薬剤容量 1.5kg 以上を満たす物を必ず準備すること。
- (2) 上記の内容容量を満たした消火器をエントリー1 台につき、最低 1 本準備すること。(複数台数エントリーする場合は、必ずエントリー台数分準備すること。)
- (3) 消火器は必ず正常に作動するものを準備すること。

第35条 ピットサイン

- (1) 走行中のライダーに対し、サインを送ることが許される。
- (2) 無線機の使用は禁止する。
- (3) プラットホームで走行中のライダーにピットサインを送ることができるピットクルーは 1 チーム 2 名までとする。
- (4) 使用するサインボードの大きさは 100cm×60cm 程度とする。
- (5) 熱中症、降雨の対策としてプラットホーム内にパラソル、テント等使用することができる。但し、確実に固定されていること、コース上にはみ出ないこと、人の通行の妨げにならないこと。

第10章 レースの中断

第36条 レースの中断

- (1) やむを得ない事情により、レースの続行が危険と判断された場合、競技監督は走行中の全競技車両をただちに停止させることができる。
- (2) 全車停止の合図は、フラッグタワー、及び全マーシャルポストで赤旗の振動により表示される。
- (3) 競技が中断された場合、ライダーは最大限の慎重さと注意をもって進み、オフィシャルの指示に従い各自使用ピット前のピットロード補助レーン(ホワイト実線とホワイト実線間)まで移動。ピットイン中(作業中)の車両の作業はただちに停止すること。その場合は車両保管は作業エリアでもよい。また、中断の合図が出された時点でピットロードを走行中のライダーは、ピットインしていたものとする。
- (4) レースが停止された時点で、レースの再スタートが困難と判断され、且つ全レース時間の 2/3 以上(小数点以下切捨て)を走行していた場合、レースは成立したものとみなされ、順位はレースが停止される前の周回をもって、レースは終了したものとみなされる。
- (5) 赤旗時の注意事項は以下の通りとする。
 - ・ 各自のピット前の補助レーンに停止した車両のもとへ、1 台につき 1 名のピットクルーが出向き、スタンドなどで保持する事は許されるが、オフィシャルの指示があるまで行ってはならない。また、その他の一切の作業もオフィシャルの指示があるまで行うことはできない。
 - ・ ピットレーンの補助レーンで停止したライダーは各自のピットへ戻ることが許されるが、レース再開時には同一ライダーが運転すること。

第37条 レースの再開

- (1) 危険な状態が解消した場合、競技監督はレースを再開することができる。
- (2) スタート後、トップと同一周回数を走っていたライダー全員が 3 周を完走していないときに出された赤旗(レースの中断)の場合、当該レースは無効とされ、再レース(スタート時のグリッドでやり直し)として行われる。
- (3) スタート後、トップと同一周回数を走っていたライダー全員が 3 周以上走行していた場合、レース再開時のスタート方法は SC(セーフティーカー)先導によるローリングスタート方式が用いられる。
- (4) SC 先導のローリングスタートにおける各競技車両のスターティングポジションは、赤旗が提示された周の前週のコントロールライン通過順とし、SC を先頭にピットレーンの赤旗ラインより 1 列に並べられる。

(5) レース再開の注意事項は以下の通りとする。

- ・ SC 先導の再スタート車両の隊列がピットアウトした時点から 2 分後より、その隊列が 1 周まわって、最後尾がスタートラインあたりを通過するまで、ピットレーン出口は閉鎖される。
- ・ SC がコースインした時点より、ピット作業が可能となる。

第11章 レース終了と順位の決定

第 38 条 レース終了

- (1) ゴールは、決勝レース時間を経過した時点、または、当初予定されていた時刻を経過した時点で、先頭車両に対してチェッカーフラッグが振られる。
- (2) 正式レース終了はチェッカーフラッグが振られてから、5 分後である。
- (3) チェッカーフラッグが振られると同時に、ピットエンドシグナルは赤になりピットアウト(コースイン)はできなくなる。
- (4) チェッカーを受けたライダーにはオールフラッグが掲示される。
- (5) チェッカーを受けたライダーは徐行し、SC 先導でコースを 1 周回り、全車、表彰台前を先頭として順に停車する。
- (6) チェッカーフラッグの掲示を受けた車両のうちコースを 1 周するに耐えられないものは、第 1 コーナー手前左側のガードレールの切れ目からサービスロードを通過してパドックに戻る事が許される。この場合は、急な進路変更をしない様、後方に十分注意し、安全を確認した上でサービスロードに入らなければならない。尚、車両は車検場前を通過しスタートポスト(NGK タワー)の付近に車両を停車させること。

第 39 条 順位決定

- (1) 順位はチェッカーフラッグを受けた完走者の中から、周回数の多い順に決定される。同周回数の場合は、コントロールラインの通過順によるものとする。
- (2) レース結果にて順位を得るためには、下記の項目をそれぞれ満たさなければならない。
 - ① 総合優勝のチームが走行した距離の 50%以上を走行している場合は、完走として認定される。
 - ② チェッカーフラッグを受けられなかった場合も上記①と同様であるが、チェッカーを受けたものが順位において優先される。
 - ③ ピットレーン上にもコントロールラインは存在するものとし、そのコントロールラインを通過することによりチェッカーを受けることができる。但しコース上でチェッカーを受けるものが優先される。
- (3) チェッカーの優先順位
 - ① コース上でのチェッカー
 - ② ピットレーン上でのチェッカー
 - ③ ピット滞在中のチェッカー、リタイヤ(未チェッカー)
 - ④ 賞典外(完走扱いのみ)
 - ⑤ 失格(記録無し)

第 40 条 暫定表彰式

各クラス上位 1 位～3 位の選手は、表彰式会場にて暫定表彰を行う。

第41条 決勝後の再車両検査

- (1) レース終了後、各クラス1位から3位の車両は、暫定結果発表後 30 分間保管され、保管車両はクランクケース部分の分解を要請する場合がある。この検査と分解を拒否した場合は失格とする。
- (2) この分解作業はその入賞チームの登録されたメカニックが担当競技役員立会いの下で作業を行い、担当競技役員が分解された部品の確認を行う。この再車検で車両への違法な改造が施されていることが判明した場合は、該当のチームは失格となる。
- (3) 再車検はレース正式結果を迅速に掲示するため、レース終了後 60 分以内に終了しなければならず迅速な分解作業を行わなければならない。

第42条 レース結果および記録の公表

- (1) レース終了後、暫定結果の公表を行う。
- (2) 参加者、ライダーは公表されたレース正式結果に対して抗議することはできない。

第43条 抗議

- (1) 正式に登録された参加者、ライダーおよびピットクルーのみが抗議申し立てができる。
- (2) 抗議しようとするときは、抗議対象事実発生後速やかに定められた手続きによって大会事務局に申し入れをすること。抗議手続は、大会事務局に備えつけの抗議申立書に記入し、1 項目につき、抗議保障金 10,000 円を添えて大会事務局に提出すること。スタートに対する抗議は受け付けない。
- (3) 暫定結果に対する抗議は暫定結果発表後 30 分以内に限り受け付けられる。
- (4) 正式な手続きにより提出された抗議申立書だけが受け付けられ、大会審査委員会において審議される。
- (5) 大会審査委員会は、必要と認めた場合、証人をたて、その証言を求め、十分実情を調査した上で裁定を下す。
- (6) 大会審査委員会が下した裁定に対しては一切抗議することはできない。
- (7) 抗議が成立した場合のみ抗議保障金が返還される。

第44条 競技規則の違反行為に対するペナルティ(罰則)

大会中(競技会)における違反行為に対しては、大会審査委員会ならびに競技監督の権限で、下記のペナルティ(罰則)を科すことができる。

- (1) 注意処分(口頭による注意または注意処分通告書)
- (2) 厳重戒告(戒告通知を受けたものは始末書提出)
- (3) 罰金(現金 20 万円以下)
- (4) “ライドスルー”もしくは“STOP & GO”ペナルティ
- (5) 周回数を減算
- (6) 失格

ペナルティ(罰則)一覧

条項	ペナルティ(罰則)の種類	ペナルティ(罰則)	履行されない場合
第18条(5)	ピット・パドックの占有・場所取り	協議により決定	失格
第23条(11)	スタート方法(始動・ライダー)	1周減算	-
第24条(9)	ピットレーンの速度(60km)違反	1周減算/回	-
第29条(1)	ピットストップ 4回未満	5周減算	-
第29条(3)	ピットストップは3分間以上	2周減算/回	-

第 30 条(2)(3)	1 回の最大走行 60 分未満 走行後の休憩は 30 分以上	2 周減算/回	失格等
第 32 条	ピット作業	1 周減算/回	-
第 44 条	競技全般(上記以外)	協議により決定	-
基本規則	フラッグ無視(黄旗・赤旗他)、他	2 周減算/回	失格等もあり

第12章 レースの延期、中止ならびに成立

第 45 条 レースの延期、中止ならびに成立

- (1) レースは特別な理由のない限り中止されない。
- (2) 大会審査委員会は、特別な事情が生じた場合、レースを延期または中止することができる。
- (3) 大会審査委員会の決定に対して、すべての関係者は従わなければならない。
- (4) 悪天候等のやむを得ぬ理由によって、決勝レース時間の短縮する場合がある。大会審査委員会はそのレースの判定結果に条件を付して発表する。
- (5) 悪天候等の理由により、前日以前にレースまたは大会が中止(予選、決勝ともに中止)された場合、参加者が支払った出場料は事務手数料 2,000 円を差し引いて返却するものとする。

第13章 賞典

第 46 条 賞典

- (1) 賞典はクラス表彰とする。
 - ① NANKAi mini-MAX ST-1 クラス 1～3 位 ST-1 クラス出場の APE/XR100/KSR 全チーム対象
 - ② NANKAi mini-MAX SP100 クラス 1～3 位 SP100 クラス出場の全チーム対象
 - ③ NANKAi mini-MAX SS クラス 1～3 位 SS クラス出場の全チーム対象
 - ④ NANKAi mini-MAX FL100 クラス 1～3 位 FL100 クラス出場の全チーム対象
 - ⑤ NANKAi mini-MAX FL125 クラス 1～3 位 FL125 クラス出場の全チーム対象
 - ⑥ Z125PRO 1～3 位
 - ⑦ HRC GROM Cup 1～3 位
- (2) やむを得ない事情を除き、暫定表彰式に登壇しなかった場合は、そのチームは賞典の権利を放棄したものと見て授与されない。
- (3) 各クラス参加台数が、5 台以下の場合、1 位のみ表彰とする。

第14章 主催者の権限

第 47 条 主催者の権限

- (1) 参加申込の受け付けに際して、その理由を示すことなく任意のチームに含まれるライダー、ピットクルーを指定し、そのチームの参加を拒否することができる。参加を拒否されたチームに対して参加費が全額返還される。
- (2) チーム名が公序良俗に反するなど、チーム名としてふさわしくない場合、公式プログラム・結果表への記載拒否または変更を命じることができる。(チーム名の総字数は 20 字以内とする)
- (3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- (4) 主催者はゼッケン番号の指定、あるいはピットの割当にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- (5) 大会スポンサーの広告を参加車両等に貼付させることができる。
- (6) 主催者は止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの変更について許可

することができる。

- (7) 主催者は公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。なお参加費は返還されない。
- (8) 興行上必要と主催者が認定したチーム(規定外のライダーおよび車両での参加の場合を含む)の特別参加を認める場合がある。また、これらのチームを規定の決勝出場台数にプラスして決勝への特別参加を認める場合がある。但し、これにより出走を許可されたチームは一切の賞典から除外され、順位認定も行なわれない。この件に関する抗議は一切認めない。

第48条 肖像権、著作権

- (1) 主催者は九州ミニバイク祭の期間中、すべての参加者(ライダー、ピットクルー、キャンギャル等含む)の肖像権、及びその参加車両の音声・写真や、映像権、発生した事象の報道、放送、放映、通信、出版(ビデオ、CD-ROM、DVD等)に関する権限を有する。
- (2) 参加者が自ら撮った画像、映像、音声を SNS 等の Web 上に掲示することにより当事者、及び第3者の利益に関わるような広報、販促、プロモーション、営業的な要素を含む案件等については一切許されない。また、印刷等による公表について、個人で楽しむ以外は、全て主催者の許可を得なければならない。
- (3) 車載カメラ、参加者、観覧者等場内での写真や映像等を抗議の根拠として使用することは認められない。

第49条 撮影、録画

参加者、参加者の関係者、または一般の観客が撮影する場合、次の通り規定する。

- (1) 車載カメラを使っての撮影を希望する場合、カメラ搭載申請書を提出すること。ただし車両本体にしっかりと固定できる方法で取り付け、車検を受けること。ウェア、ヘルメット等への取り付けは禁止する。
- (2) 職業カメラマン(プロカメラマン)を雇用し、コース内での撮影をする場合は、プレス申請をすること。
- (3) ドローンを希望する場合は、事務局が撮影会社を斡旋する。(約10万円)それ以外の撮影は一切禁止する。

第15章 損害の補償・大会役員の責任

第50条 損害の補償

- (1) 車両の破損:参加者は、各自の車両、及びその付属品が破損した場合、その責任を自身で負わなければならない。
- (2) 損傷の責任:競技会開催期間中、またはその前後に起きたライダーおよびピットクルーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第51条 大会役員の責任

参加者、ライダー、ピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび車両等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第16章 本特別規則の適用と補足

第52条 本特別規則の解釈

本特別規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして、関係当事者に口頭で通知され、ブルテンとして公示される。

第 53 条 公式通知の発行

本特別規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本特別規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって示される。

第 54 条 大会事務局の連絡先

オートポリス レース事務局 〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田 1112-8
TEL 0973-55-1111 / FAX 0973-55-1113

第 55 条 本特別規則の施行

本特別規則は、第 1 章第 1 条に示される競技会に適用されるもので、各競技会の参加申込受付開始と同時に有効となる。

大会事務局長・発行責任者
(有)オールエーサーティース
長谷川 健

以上